

身体拘束等適正化指針

西都保健生活協同組合

1 基本理念

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく組織全体で取り組み、職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、「身体拘束をしないケア」の実施に努める。

2 身体拘束の定義

拘束の種類と範囲について以下の通り定める。

厚生労働省通知には、「身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体、または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」となっており、狭義の身体を拘束する行為のみならず行動を抑制する行為、制限する行為も含まれる。

(1) 身体拘束にあたる具体例

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転倒転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

3 身体拘束についての考え方

利用者及び家族等への説明について当介護事業所または施設の考え方について以下の通り定める。

(1) 家族等より拘束の依頼があった場合

- ① 「身体拘束」を前提とした利用の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い、理解を得る事に努め、「転落予防」「怪我の予防」であっても「拘束をしないケア」を目指すこと。

② 「拘束をしないケア」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はあるが、その方らしく活動的に生活する為に、「5つの基本的ケア」を徹底し「拘束しないケア」の取り組みをすること。

5つの基本的ケア 起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する

③身体拘束廃止に向けてより良いケアの実現を目指すこと。

(2) 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人又はその他の利用者等の生命、身体を保護する為、一時的に「身体拘束」を行う事がある。

① 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。

② 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません

③ 一時的に身体拘束を行う場合とは、次の3点の要点をすべて満たした場合に限ります。

・切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い

・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外の介護方法がない

・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4 身体拘束を行う場合の手続き

身体拘束を行う場合の手続きについて定める。

(1) 手続きの手順（「身体拘束をせざるを得ない事例が発生した時のチェック項目」

（様式1）「身体拘束に関する計画報告書」（様式2）を用いる）

① 第一に他の代替策を検討する。

② 実施にあたっては、原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で行い、安全性・経過確認の方法についても検討を行う。

③ 事前に職場管理者に相談する。

④ 事前に家族等に連絡し、一緒に検討した結果、同意を得る（様式2）。

⑤ 事前に身体拘束適正化委員会及び緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、「身体拘束に関する計画報告書」を作成する。

⑥ 身体拘束実施期間中は、状況の記録を作成する。

⑦ 身体拘束の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除する。

5 身体拘束等適正化委員会の設置

介護事業所および施設内で身体拘束が行われているかどうかや手続きが適正にされているかどうかの確認のため、法人内に身体拘束等適正化委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

① 2月1回定期開催の委員会で、ケア等に苦慮している利用者を対象に身体拘束に至らないようなケアの手法等を広く周知させ意識・知識・経験を向上させる。

② 職員の新入職時と毎年度1回以上、身体拘束に関する研修を行い、身体拘束をしな

い・させない風土づくりを実践していく。

③ 万一身体拘束が疑われる・しなければならぬ事例が生じた場合、各部署から身体拘束の有無や実態について報告を受け、適切な手順のもと実施されているか聞き取り調査を行う。

④ やむを得ず身体拘束を行う場合、本指針3（2）に準じて適正に行っているかどうかを調査する。

⑤ 当該委員会のメンバーは、各介護事業所、医療安全委員会、教育委員会、法人介護事業部事務等（欠員ある場合あり）で組織する。

6 閲覧に関する基本方針

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

（1）この指針については法人のホームページに掲載し公表する。

（2）身体的拘束等の状況及び個別の状況については、利用者及び家族関係者からの求めに応じ、閲覧することができるものとする。

（附則）

この指針は、令和6年4月1日より施行する。